

水防法に関する 「避難確保計画」について



宮崎市観光イメージキャラクターミッシちゃん

宮崎市危機管理部危機管理課



MIYAZAKI CITY

避難確保計画とは

背景

近年の集中豪雨の増加に伴い、全国各地で水害・土砂災害が頻発しており、特に、**社会福祉施設、学校、医療施設などの、防災上の配慮を要する方が利用する施設**（以下、**「要配慮者利用施設」**という。）について、逃げ遅れによる被害などが発生しました。

（平成28年台風10号での岩手県岩泉町高齢者施設における浸水被害等）



平成29年6月に「**水防法**」が改正。改正により、**浸水想定区域内**に位置し、市町村の**地域防災計画**に名称及び所在地が定められた**「要配慮者利用施設」**の**所有者**または**管理者**に対し、水害に対する防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成等が義務付けられました。

法改正により義務付けされた内容

- ① 避難確保計画の作成
- ② 計画に基づく避難訓練の実施
- ③ 避難確保作成（変更）の市町村長への報告

避難確保計画に定めるべき事項

- ① 防災体制に関する事項（従業員等の職務分担や指揮命令系統など）
- ② 避難の誘導に関する事項（避難先、避難経路、避難誘導方法など）
- ③ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（情報収集・伝達や避難誘導に使用する施設・資機材など）
- ④ 防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤ 自衛水防組織の業務に関する事項（水防法のみ）

避難確保計画の作成が必要な施設

水防法第15条第1項第4号に基づき、宮崎市地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた**要配慮者利用施設**

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設

- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター など

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 など

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 など

洪水浸水想定区域の見直し

○平成27年5月の水防法改正により、洪水浸水想定区域を、**想定し得る最大規模（千年に1回程度の確率）**の洪水に係る区域に拡充して指定及び公表することとなりました。



○平成31年3月、市内の国・県の**全ての河川**において浸水想定区域指定及び公表が完了したため、今年度「洪水ハザードマップ」の改訂を行いました。



○宮崎市地域防災計画に定められた避難確保計画の作成が義務付けられる「**要配慮者利用施設**」についても見直しを行った結果、800を超える施設が新たに対象施設となりました。



宮崎市からの重要なお知らせです。

近年、大雨や台風による風水害や土砂災害が増加しています。宮崎市では、想定しうる最大規模の降雨情報を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」を作成しました。このハザードマップはいつも見やすい場所に置き、常に確認できるようにしてください。

避難確保計画の作成方法・様式について

[ホーム](#)・[くらし・手続き](#)・[消防・防災](#)・[災害に備える](#)・[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について](#)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

2020年8月12日

はじめに

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。
改正により、洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に位置し、宮崎市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に次の事項が義務付けられました。

1. 避難確保計画の作成
2. 避難確保計画を作成（変更）した際の市長への報告
3. 計画に基づく避難訓練の実施

詳しくは、下記をご覧ください。

[水防法・土砂災害防止法の改正について（国土交通省リーフレット）](#)（PDF 417KB）

[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関して（宮崎県）](#)

[要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）](#)

対象となる要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設とは】

社会福祉施設、学校、医療施設、その他、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設になります。

1. 水防法
洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設です。
洪水浸水想定区域は、次のページから確認できます。

[宮崎市洪水ハザードマップ](#)

[高輪皇尊河川の洪水浸水想定区域図について](#)

[国寶寺河川の洪水浸水想定区域について](#)

なお、令和2年6月に開催された宮崎市防災会議により、令和2年度「宮崎市地域防災計画」に位置付けられた対象施設について、以下に掲載します。

[浸水要配慮者施設一覧.pdf](#)（PDF 274KB）

提出方法

避難確保計画を作成、変更した場合には、以下の報告先に提出してください。

提出先：危機管理課防災対策係

提出物：避難確保計画、避難確保計画作成（変更）報告書

・[水防法の避難確保計画様式（水防法）](#)（DOC 111KB）

・[土砂災害時の避難確保計画様式（土砂法）](#)（DOC 64.5KB）

・[避難確保計画作成（変更等）報告書様式](#)（DOC 159KB）

また、提出の際には、事前に点検マニュアルを活用して内容をご確認ください。

なお、点検マニュアル内に、チェックリストもございますので、ご利用ください。

・[水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル](#)（PDF 358KB）

避難確保計画の様式のダウンロードや、作成方法の確認については、
宮崎市ホームページから確認できます。

市HP掲載場所

宮崎市ホームページ

→くらし・手続き

→消防・防災

→災害に備える

→要配慮者利用施設における避難確保計画の
作成等の義務化について

雛型を参考に作成してください。

表紙、 1 計画の目的・2 報告・3 範囲

洪水時の避難確保計画

【施設名：○○○○】

○表紙には、避難確保計画の対象となる災害、施設名及び計画の作成年月日を記載してください。

令和○年○○月 作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休 日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	夜 間	休 日	休 日
約 名	約 名	約 名	約 名
夜 間	夜 間	約 名	約 名
約 名	約 名		

2 計画の報告

○計画を作成又は必要に応じて見直し・修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を危機管理課に提出してください。

3 計画の適用範囲

○水害や土砂災害は昼夜に関わらず発生します。また、休日に発生する場合もあるので、平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて記載してください。

○施設利用者数は、想定される最大の人数を記載してください。

4 防災体制

4 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	注	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市に洪水注意報が発表された場合 近隣河川が氾濫注意水位を超過した場合 	注意体制確立	気象・水位情報収集	統括・情報収集チーム
		(夜間) 職員の参集	統括・情報収集チーム
		資機材の準備	避難準備チーム
<ul style="list-style-type: none"> 当該施設を含むエリアに避難準備・高齢者等避難開始の発令がされた場合 近隣河川が避難判断水位を超過した場合 宮崎市に洪水警報が発表された場合 	警戒体制確立	気象・水位情報収集	統括・情報収集チーム
		保護者への事前連絡	統括・情報収集チーム
		周辺住民への事前協力依頼	統括・情報収集チーム
		要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム
<ul style="list-style-type: none"> 当該施設を含むエリアに避難勧告又は避難指示(緊急)の発令がされた場合 近隣河川が避難危険水位を超過した場合 	非常体制確立	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム

- 表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。
- 「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- 要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
- 夜間に宮崎市に洪水注意報が発表された場合や近隣河川が氾濫注意水位を超過した場合は、注意体制を確立し警戒体制確立後にすみやかに避難できるように準備を開始する。

4 防災体制、活動内容及び活動要員

○防災体制は、「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の3段階で設定します。これらの防災体制を確立する判断基準には、気象情報、河川の洪水予報や水位到達情報、土砂災害警戒情報に加え、施設周辺の現地情報等を活用します。

① 注意体制・・・気象情報等の情報収集の段階

② 警戒体制・・・避難の準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始して完了させる段階

③ 非常体制・・・施設全体の避難行動を完了する段階(逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階)

5 情報収集・伝達

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ・ラジオ インターネット ➤気象庁 HP(http://www.jma.go.jp/) ➤宮崎県土砂災害危険度情報 (http://dosya-pref.miyazaki.jp/)
水位到達情報 水位情報	インターネット ➤ http://pref.miyazaki.jp/ 携帯 ➤ http://pref.miyazaki.jp/mobile/
避難準備・高齢者等避難 開始 避難勧告 避難指示（緊急） 避難所の開設状況	宮崎市防災メール（登録制） ➤ (http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/g/) テレビ・ラジオ

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報収集を行なう。
これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が追っていないかを、施設内から確認を行なう

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確立状況や気象情報等を施設内関係者間で情報の共有を図る。
- ② 市町村への連絡先は、「宮崎市役所 危機管理課 21-1889（イチハヤク）」とする。

5 情報収集・伝達

○情報収集は、水害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。

○情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、SNS等を活用して積極的に情報収集することが重要です。

○災害時には「施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有します。

6 避難誘導

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。
また、悪天候中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことが想定されるため、施設内における想定浸水深が浅く、堅牢な建物で倒壊のおそれがない場合は、屋内で安全の確保を図るものとする。
その場合に備え、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」とおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①		() m	・徒歩 ・車両 (台)
避難場所②		() m	・徒歩 ・車両 (台)
避難場所③		() m	・徒歩 ・車両 (台)
屋内安全確保			

6 避難誘導

○避難場所、避難方法、避難経路及び移動手段を記載してください。

○水害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に避難行動を行うためには、次の3つの項目について、あらかじめ決めておくことが重要です。

①避難場所(安全な場所はどこか)

②避難基準(いつ、どのような情報をもとに、避難を開始するのか)

③避難方法(どのような方法で避難するのか)

○浸水想定区域等外に位置する系列施設等への避難(水平避難)、最寄りの指定避難所等への避難(水平避難)、施設の上階等への屋内安全確保(垂直避難)を検討して設定します。

○避難場所の候補施設は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。

7 施設の整備・8 教育・訓練の実施

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

	備 蓄 品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員・施設利用者）、案内旗、携帯電話、懐中電灯、 拡声器、電池、携帯電話用バッテリー 等
施設内の一時避難	水（1人3日分）、食料（1人3日分）、 寝具、防寒具等
利用者	高齢者（おむつ、おしりふき、 ） 障がい者（常備薬、 ） 乳幼児（おむつ、おしりふき、おやつ ）
その他	ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル

8 防災教育及び訓練の実施

- ・年度当初に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年1回は従業員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を年度当初に作成する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

○情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等には、テレビや携帯電話等の情報収集・伝達資器材があります。

○施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等を備えておくことが有効です。

○資器材は、利用者の特性等を踏まえ、施設の避難に必要なものを記載して下さい。

8 防災教育及び訓練の取組

○新規採用の職員を対象に研修を実施しましょう。

○全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ① 年度当初に新規の自衛水防組織の構成員を対象に研修を実施する。
- ② 毎年1回は自衛水防組織の構成員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施する。

- (3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を変更したときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

9 自衛水防組織に関する事項

○要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第15条の3第6項)。

○自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

○自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の業務に関する事項の記載もあわせて必要となります。

「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 - (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。

- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 災害時には、防災対策(〇〇〇会議室)を自衛水防組織の活動拠点とする。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在勤する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、定額在任の従業員等の非常態集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常態集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、適正な保管に努めるとともに、定期

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

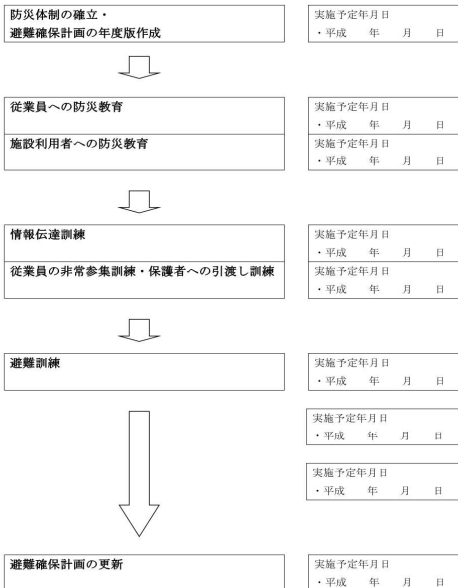
管理権限者 () (代行者)		任 務
総括・ 情報班 連絡班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統括、 状況把握、情報内容の把握 <input type="checkbox"/> 屋内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	.	
	.	
	.	
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	.	
	.	
	.	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿(従業員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内板等) 情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯、携帯用拡声器、誘導用ワイヤジャケット、蛍光塗料 等

10 防災教育及び訓練の年間計画

10 防災教育及び訓練の年間計画



10 避難の確保を図るための施設の整備

●防災教育

○施設職員及び施設利用者に対してそれぞれ行います。

- ①施設職員：避難確保計画の研修、過去の被災経験等
- ②施設利用者：水害の危険性、避難場所の確認、緊急時の対応に関する保護者・家族等への説明等

●訓練

- 情報伝達訓練
- 保護者・家族等への引き渡し訓練
- 施設職員の非常参集訓練
- 避難訓練

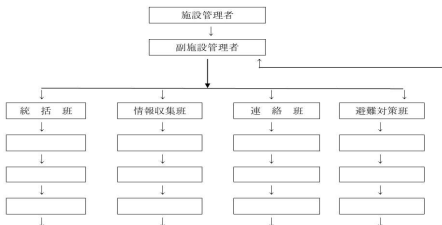
※防災教育及び訓練を併せて実施することもできます。

11・12・13・14 連絡体制の整備

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				その他
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	(緊急連絡先)

12 緊急連絡網



※施設の従業員と施設利用者の保護者・家族と分けて作成しましょう。
氏名と確実に連絡できる先（In）を記入しましょう。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	FAX	備考
市（防災担当）				
市（福祉担当）				
消防署				
警察署				
電気				
ガス				
水道				
電話				
警備会社				
バス・タクシー				

14 対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	連絡先	移動手段	担当者	備考

(例)
対応内容欄：①単独歩行が可能
②介助が必要
③車椅子を使用
④ストレッチャーや担架が必要
⑤その他（具体的内容）

●情報収集・伝達

○避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し連絡します。

○災害時には「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有します。

○市町村役場、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にするために、「外部機関等への緊急連絡先一覧表」を準備しておくことが重要です。

○利用者ごとに、対応内容、移動手段、担当者等を記載した「対応別避難誘導方法一覧表」を作成してください。

※既存の名簿等がある場合は、それを用いても結構です。